

令和6年2月13日

お客さま各位

甲府信用金庫

個人番号の利用目的

甲府信用金庫（以下、「当金庫」と言います）は、個人情報保護法第17条第2項および第21条第3項を踏まえ、当金庫の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報（特定個人情報）の利用目的を、以下のとおり変更します。

なお、変更日は、令和6年4月1日からといたします。

- ① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑥ 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑦ 信託取引に関する法定書類作成事務のため
- ⑧ 財形制度等の運用に関する事務のため
- ⑨ 預金口座付番に関する事務のため
- ⑩ 災害時及び相続時における預金口座の情報提供に関する事務のため
- ⑪ 本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務のため

以上